

別表六の二(二十)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(二十) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 法 人 分 期 額 基 準 額		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		
調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	各	22	
取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十)付表「9」の合計)	3	連	23	
同 上 の うち 特 定 中 小 連 結 親 法 人 等 に 係 る 額	4	「28」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「10586」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額		
税 額 控 除 限 度 額 $(3) - (4) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{10}{100}$	5			
法 人 税 額 基 準 額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6			
個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十一)「8」) - (別表六の二(十九)「8」)$	7			
法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8			
当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(8)のうち少ない金額)	9	前	27	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10	の	28	
当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)	11	合	29	
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (39の計)	12	計	30	
法 人 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	期	31	
個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十一)「8」) - (別表六の二(十九)「8」)$	14	算	36	
個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 ((14)又は((14)-(9))-(別表六の二(十一)「16」)-(別表六の二(十九)「16」))	15	分	37	
法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16	結 成	38	
当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(16)のうち少ない金額)	17	税 額		
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18	合 計		
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17) - (18)	19	各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算		
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (11) + (19)	20	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		